

民間資金等活用事業推進委員会
第7回計画部会
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第7回計画部会

議事次第

日 時：平成29年4月21日（金）10:00～11:53

場 所：合同庁舎8号館8階特別中会議室

1. 開 会

2. 議 事

（1）関係省庁ヒアリング

（2）PPP/PFI推進アクションプラン（2017改定版）（素案）について

3. 閉 会

○森企画官 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「民間資金等活用事業推進委員会 第7回計画部会」を開催いたします。

事務局である、内閣府民間資金等活用事業推進室企画官の森でございます。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

まず、前回の部会後に事務局に人事異動がありましたので、御報告させていただきます。

PFI推進室参事官の坂本でございます。

PFI推進室企画官の濱田でございます。

PFI推進室参事官補佐の菅でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

本日は、計画部会の構成員13名のうち11名の委員、専門委員の皆様にご出席いただいております。定足数の過半数に達しておりますので、部会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、本日は議事次第の（1）にありますとおり、関係省庁へのヒアリングを行うということで、各省庁の方々にもメインテーブルに着席いただいております。

次に、本日の資料につきましては、アクションプランの見直しが終わるまでは非公表とさせていただきます。あわせて、会議後に作成します議事録につきましても当面、非公表にさせていただきますので、御承知おきいただければと思います。

それでは、以後の議事につきましては、宮本部会長に進めていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○宮本部会長 おはようございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

議題（1）関係省庁ヒアリングでございます。関係省省庁の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、ヒアリングの内容につきまして、事務局のほうから御説明をお願いしたいと思います。よろしく願います。

○森企画官 それでは、資料1-1に基づいて御説明させていただきます。

本日、対象の省庁はここに書かせていただいております国土交通省、厚生労働省、文部科学省、総務省、財務省、経済産業省、内閣府でございます。

主に次の事項を各省より説明ということで、前回の部会におきまして、構成員の方々からさまざまな御意見をいただきましたので、その対応をA3の参考資料1にそれぞれ各省庁にて記載いただいているのです。あと、アクションプランの推進施策についてということで、これは参考資料2と3でアクションプランのフォローアップと今後新たに取るべきものを記載いただいております。これらをもとに各省で資料を作成いただきましたので、そちらについて御説明をいただくことを予定しております。

説明時間は、各省とも5分程度でお願いできればと思います。

その後、質疑応答でございます。質疑応答なのですけれども、まずは、この資料の事実

関係に御質問等がございましたらいただきまして、その後、事務局のほうでアクションプランの改定の素案をつくらせていただいています、それが多分に関係省庁の取り組みと密接に関係してまいりますので、そういったことにつきましては、資料2の説明をさせていただいた後にいただければと思っております。

それでは、そういう形で進めさせていただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いたします。

○宮本部長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、関係省庁の皆様から、それぞれ5分程度で御説明をお願いしたいと思います。

まず、国土交通省のほうから御説明をよろしくお願したいと思います。

○国土交通省（小笠原課長） 国土交通省でございます。御説明をさせていただきます。

国土交通省の資料ですが、資料1-2でございます。参考資料3に、アクションプランに新たに掲げるべき具体的取り組みがございますけれども、ここに国土交通省として挙げました項目につきまして、詳細説明ということでパワーポイントの資料をおつけしたものが資料1-2でございます。これに基づいて御説明をさせていただきたいと思えます。

まず、1ページ目でございます。こちらは国交省内で分野横断的に取り組もうと思っている課題でございます。2つ挙げてございまして、1つ目が「首長、地方議会等のPPP/PFIに対する理解促進を図るため、首長、地方議会等を対象としたセミナー等を実施する」。もう一点が「PPP/PFI事業に関する提案受付・相談窓口を設置するとともに、国自ら先行事例の形成を図る」というものでございます。

それぞれにつきまして、内容でございます。まず、2ページ目でございます。「首長意見交換会の実施」ということで、こちらは28年度に試行的に行ったものでございますけれども、自治体においてPPP/PFIを推進していくためにはトップダウンの取り組みが必要であろうということで、四、五名の首長の方々に参加していただきまして、学識経験者を交えたパネルディスカッションを実施してございます。首長の考えを直接共有することで、周辺の自治体やコアメンバーの意識改革にもつながって、地域に浸透していくことを期待して行ったものでございまして、下にございますように、昨年度は5カ所で開催してございます。

3ページに移らせていただきます。その様子でございますけれども、地方新聞等に累計25回掲載されてございまして、各地の首長が積極的に取り組む姿勢が発信されて、PPP/PFIの各地域における浸透に貢献したと考えてございます。こちらは、本年度におきましても本格的にしっかりとやっていきたいということでございます。

4ページでございますけれども「地方議会へのアプローチ」でございます。こちらは初めて取り組んでいきたいということでございます。国交省が以前行いましたアンケートによりますと、PPP/PFIの推進の課題・ボトルネックといたしまして、「議会や住民との関係」と回答した割合が13.1%ということで、結構高い。さらに、今後PPP/PFIを推進していく具

体的な予定があるという団体にクロス集計して絞ってみますと、議会や住民との関係が課題となる項目がさらに上がってくるということで、実際に進めていくに当たって、結構ボトルネックになっているのではないかと我々は見てございます。そういったことでございますので、地方議会におけるPPP/PFIの理解促進を図るために、地方議会のほうにもアプローチをしていきたいと考えております。こちらが、先ほど挙げました1点目についてでございます。

続きまして、5ページでございます。国土交通省におきまして2つやりたいと思っておりますけれども、1つ目でございますが、提案受付・相談窓口を設置していきたいと思っております。現在でも、相談を受けるようなページがあるのですけれども、ホームページ上にひっそりとあるような状態でございます。余り認知されていないということがございますので、こちらについてしっかりやっていきたいと思っております。

下のイメージ図のところに【相談の場合】、【提案の場合】とございますけれども、PPP/PFIに関する相談につきましてはオープンな形で受け付けて、それを各省などに照会しまして、しっかりオープンな形で返していくことを一つやるとともに、右のほうでございますけれども、自治体で提案を受け付ける窓口が最近いろいろ充実しておりますが、こうしたことは国交省としてもしっかりやっていくべきだろうということで、秘匿情動的な性格もございまして、提案をクローズな形で受け付けて、それを各局に回して行って、検討すべきものについて検討していきたいということでございます。

その対象でございますけれども、国交省がみずから実施する事業、それからみずから実施しないとしても、国交省のほうで制度とか運用といったものを改善したら進むのではないかとと思われるようなものを対象にして、提案を受け付けていきたいと考えております。

6ページでございますけれども、仮称で活用プログラムとつけてございます。問題意識といたしましては、広域とか分野連携といったことで高い効果が得られる可能性がある案件が、現在、国交省のほうで先導的官民連携支援事業という、地方で案件を形成して提案していただくといった制度を持っておりますけれども、なかなかそういった提案が出てきづらい分野があるのではないかとということが問題意識でございます。そういった、地方発ではなかなか出てきにくいようなものについても、しっかりと国交省みずからモデルを形成して、横展開を図っていけないかというのがこちらでございます。

2つパターンを考えてございまして、1つ目は、国土交通省本省とか地方整備局とかである程度、これは検討したほうがいいのではないかと問題意識を持ったものを募集、選定いたしまして、場を設定して検討を進めていくというもの。

右側のB. ですけども、先ほどの提案制度で出てきたものについて、これは検討を進めていくべきと判断したものにしまして、検討を進めていくための制度として使っていきたいというものでございます。

続きまして7、8ページは個別分野でございます。まず、下水道のほうは7ページでございます。コンセッションを含むPPP/PFIの導入促進に向けて、官民リスク分担に関するガ

イドラインの策定など新たな措置を講じるといったことを掲げたいと思っております。この背景でございますが、下水道施設につきまして老朽化が進んでおりますけれども、適切な維持管理を行っていくためには、管路も含めたPPP/PFIの導入促進が重要だと考えてございます。その一方で、管路施設についてのコンセッションあるいは包括的民間委託につきましては、下にもデータがございますように、検討の事例がまだまだ少ないといった状況でございます。

管路施設につきましては、これまで事後対応型で維持管理をしてきたということもございまして、点検調査等が十分に行われていない。そのため、適切な官民リスクの分担が困難な状況ということで、そういったことが参入障壁になっているおそれがあると考えてございます。その対応といたしまして、下の箱でございますけれども、点検調査等に係る具体的な基準の策定ですとか、官民のリスク分担のあり方といったことを検討しまして、その結果について報告書やガイドラインの形にまとめて、水平展開をしていきたいというものでございます。

8ページ目は「空港分野のコンセッションに関する取組」でございます。空港につきましては運営の自由度を高めて、既存のストックを活用して新規需要の開拓や交流人口の拡大といった地域活性化に資するために、原則として全ての国管理空港にコンセッションを拡大するとともに、地方管理空港につきましても積極的な導入を図っていききたいと考えております。

個別の施策でございますけれども、1点目につきましては、推進していくための課題、その辺を解決するための個別施策につきまして、進捗状況をしっかりと見える化していくということ。

2つ目でございますけれども、コンセッションを既に実施したところがございますので、その地域活性化等の効果につきまして把握・公表して、地域の理解と機運を高めていくということ。

3つ目でございますけれども、静岡空港ですとか北海道の小規模空港などの事例を踏まえた事業モデルを構築して、それを横展開していくということで、コンセッションの導入を抜本的に加速していきたいということ。

最後でございますけれども、事業者の創意工夫が十分に発揮されるように、規制緩和とか合理化を進めていくこと。

これらを新たに掲げていきたいと考えてございます。

御説明は以上でございます。

○宮本部会長 ありがとうございます。

引き続きまして、厚生労働省のほうから御説明をお願いしたいと思います。

○厚生労働省（日置室長） 厚生労働省でございます。

本日、各構成員意見への対応方針及びアクションプラン推進施策ということで、ヒアリングをさせていただくということでございました。

まず、アクションプラン推進施策のほうにつきましては、過去に御説明をさせていただいたということもございますので、今回、各構成員意見への対応方針ということで、参考資料1にある情報を整理した形の資料を用意させていただいております。

まず、順番に説明をさせていただきたいと思います。厚生労働省の資料を1枚めくっていただきますと「計画部会構成員の意見等」がございます。こちらの中で、水道事業に関して、事業者から見た長期収益性、住民から見た安全性といったものについて検討していくというような御意見をいただいております。

これにつきましては現在、私どもは水道法を改正いたしまして、水道事業の基盤強化ということで広域化、コンセッションといったことを制度的に位置づけることを考えておりまして、そういったコンセッション制度の運用の中で、事業の安定性、安全性、持続性の確保に留意するとともに、その許可制度の運用を考えながら、こういった御意見に対応していきたいと考えているところでございます。

続きまして、デューデリジェンスの支援制度を充実させるといったことですが、こちらにつきましても、厚生労働省が実施している「水道分野における官民連携推進協議会」といった協議会の中で普及啓発活動を行いながら、検討を促していきたいと考えているところでございます。

続きまして3ページに参りまして、特に、先導的事業に対する集中的・強力なサポートの実施でございます。私どもは、水道分野において先導的に取り組む地方公共団体につきましては、案件形成に向けて他の分野での先進的な取り組み事例に関する情報提供や助言等を行いながら、サポートしていきたいと考えているところでございます。

また、このような事業体の意見等を参考にしつつ、これからつくろうとしているコンセッションの制度の枠組みなども参考につくっていききたいと考えているところでございます。

続きまして、補助金・交付金対象プロジェクトの洗い出しを行い、PPP/PFI検討要件化の事業対象の拡充が必要ということでございます。こちらにつきましては、平成27年度から地方公共団体が実施する水道事業における官民連携の導入に向けた調査、検討に関する経費についての財政支援を行っておりまして、こういった取り組みを引き続き進めていきたいと考えているところでございます。

最後でございますが、補助対象事業におけるバンドリング化や広域化の検討の要件化が必要ということでございます。こちらにつきましては、真ん中の「回答／対応方針」に書いておりますが、平成29年度より水道の配水池だとか浄水場といった基幹水道構造物の耐震化をする場合には、事業の実施前に近隣事業体との広域化を検討することを要件としておりますので、このような内容で対応していきたいと考えているところでございます。

厚生労働省からの報告は、以上でございます。

○宮本部会長 どうもありがとうございました。

引き続きまして、文部科学省のほうからお願いいたします。

○文部科学省（佐野課長補佐） 文部科学省でございます。資料1－4をごらんいただき

たいと思います。

1枚めくっていただきまして、文教施設におけるコンセッション事業についてでございますけれども、平成30年度までに3件のコンセッション事業の具体化が目標となっているところでございます。その取り組み状況としまして、中段以下でございますけれども、28年度は有識者の検討会を開催いたしまして、3月末に最終報告を取りまとめたところでございます。今年度につきましては、地方自治体における検討への支援及び実務的な手引の策定を考えているところでございます。

このページの一番下の〈優先的検討について〉でございますけれども、PPP/PFIの文部科学省の優先的検討規程につきましては、今年度4月1日から施行しているところでございます。

次のページ以下、コンセッション事業の検討事例でございます。まず、奈良少年刑務所につきましては、1月に事業者の募集を開始したところでございますけれども、4月に入りまして応募者のヒアリングを行っているところでございます。

次に、(仮称)大阪新美術館でございますけれども、3月にコンセッション方式の導入の有効性あるいは既存施設との効果的な連携のあり方等について、報告書が取りまとめられたところでございまして、近隣にございます美術館、博物館とのバンドリング等について、相乗効果が期待されるといった内容の報告がなされたところでございます。

次のページでございますけれども、京都府亀岡市で検討を始めております京都スタジアム(仮称)でございます。これにつきましては、導入可能性調査を現在実施中でございます。

そのほか、3ページの下段でございますけれども、文教施設分野において内閣府の補助事業の対象になっているものが以下、一次採択、二次採択とございますけれども、20件程度でございます。この中で、前回、御指摘いただきました動物園、美術館等についても、※のところがございますけれども3件程度が含まれているところでございます。

4ページでございますが、今年度から、文部科学省が地方公共団体のコンセッション事業の検討の支援を行うスキームでございまして、既に公募を開始しております。左下に赤で書いてございますけれども、支援内容としまして法令上・会計税務上の課題整理といったデューデリジェンス等についても、具体的な検討として実施することとしているところでございます。

次のページ以下、5ページから8ページまでが、昨年度3月に取りまとめられました報告書の概要を記載させていただいております。

最後のページでございますけれども、国立大学法人の資産の有効活用につきましては、担当から説明を申し上げます。

○文部科学省(山川課長) 国立大学法人の資産の有効活用を図るための措置についてでございます。

これまで、学生や職員の福利厚生のためなど、国立大学法人が第三者に対する土地等の

貸し付けが可能な場合としては、国立大学法人法に規定されている国立大学法人の業務の範囲に伴う場合といった制約がございました。

そういった中で、28年5月に国立大学法人法を改正いたしまして、大学の教育研究水準の一層の向上のために必要な費用に充てるために、文部科学大臣の認可を受ければ、国立大学法人の業務にかかわらない用途として、将来的に大学で使用予定はあるものの、当面使用が予定されていない土地等を、第三者に貸し付けることが可能になったところでございます。

文部科学大臣の認可が必要になってございますけれども、当該認可におきましては、大学の業務の遂行に支障のない貸し付け内容かなどを契約において留意しているか等を確認することとなっております。平成29年4月1日より、大学から申請を受け付けている状況でございます。

今のところ、正式な申請行為はございませんけれども、今後想定されるケースといたしましては、借りた土地の上に民間事業者が建物を建設して、当該建物をほかの事業者に貸し付けてテナントとして入居させるケース、あるいは大学から借りた土地に学外者が主に使用する駐車場を設置するケース、また、キャンパス内の既存施設を大学から借りて、オフィスや店舗として利用するケース等が想定されているところでございます。

以上でございます。

○宮本部長 どうもありがとうございました。

引き続きまして、総務省のほうからお願いいたします。

○総務省（飯塚室長） 総務省でございます。資料1-5をお願いいたします。

総務省の関連では、主に2つの御指摘を頂戴したかと存じます。1つ目が、上下水道事業のコンセッション推進に関して、総務省における検討状況。2つ目が、独立採算型の指定管理者の関係ということかと思えます。

まず、1点目でございますが、表紙をめくっていただいて裏面の1ページでございます。

「公営企業の経営のあり方に関する研究会 報告書のポイント」という資料でございますけれども、総務省では、人口減少等に伴う料金収入の減少や、施設の老朽化等に伴う更新需要の増大など、公営企業を取り巻く厳しい環境を踏まえ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るため、経営戦略の策定とあわせまして、事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化等、それから民間活用といった公営企業の抜本的な改革の検討を推進しているところでございます。

平成28年度に「公営企業の経営のあり方に関する研究会」を開催いたしまして、公営企業各事業における抜本的な改革につきまして、地方公共団体が改革の検討を行うに当たって参考となるよう、具体的な考え方や留意点等に係る検討を行いまして、この3月に報告書が取りまとめられたところでございます。

報告書のポイントがこの資料でございますけれども、「1. 『抜本的な改革』の必要性と検討プロセス」にもございますように、3つ目の○でございますが「抜本的な改革」の

検討に当たっては、事業そのものの必要性・公営で行う必要性及び事業としての持続可能性について検討するとともに、経営形態や担い手のあり方について、抜本的な検討を行うことが必要であると整理がされているところでございます。

その中で、水道及び下水道事業の改革の方向性ということで下の青い枠にございますけれども、最初の○にございますように、その方向性は広域化等及び民間活用でございまして、この類型及び検討に当たっての留意点を整理しているところでございます。

水道、下水道の広域化等の留意点は、青の中の1つ目、2つ目の箱にございますけれども、3つ目の箱に「水道・下水道事業における民間活用の留意点」がございまして、青字で書いてございますが、指定管理者や包括的民間委託、コンセッションを含むPPP/PFI方式等の活用を積極的に検討すべきとしているところでございます。特に、このコンセッションの推進に当たりましては、住民や議会の十分な理解を得て進めることや、公民の適切な役割分担、リスク分担を確保するための制度設計を行うことなどの留意点を記載しているところでございます。

2点目の「独立採算型指定管理者の事例」の関係でございます。総務省では、地方行政サービスの推進のための各団体の指定管理者制度等の業務改革の状況や、今後の対応方針について調査及びヒアリングを行って、実態を把握した上で公表に取り組んでいるということでございまして、平成28年度の調査の取りまとめ結果も、この3月末に公表したところでございます。その資料の中にもございますもので、本日、事例を御紹介させていただくということでございます。

2ページの例が、大阪市の大阪城公園パークマネジメント事業でございましてけれども、平成27年から民間主体の事業者を指定し、大阪城公園全体の一体管理を実施して、導入前と比較して約2億円以上の収支改善となっている例でございます。

最後、3ページでございまして、左側の箱にございます広島市でございまして。民間ノウハウによる高いサービスと安定経営を目的といたしまして、宿泊施設に指定管理者制度を導入してございます。固定の下限額及び売り上げに応じた歩合制を設定し、導入後、4,100万円以上の納付金を確保できている事例でございます。

右側の箱の栃木県でございましてけれども、展示場施設へ導入し、収支に応じた利益分配金を納付することとして、指定管理者の創意工夫による実施を可能としているものでございます。県が約2,700万円を負担していたという従来からの状況から、この制度導入後は3,000万円以上の納付金を確保できる状況になってございます。

引き続き、こうした事例の全国展開を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○宮本部長 ありがとうございます。

次は、財務省からお願いいたします。

○財務省（丸山室長） 財務省でございます。

行政財産の利用状況の精査ということで御指摘をいただいておりますので、その点につ

きまして御説明をさせていただきます。

資料の1ページ目でございますが、財務省の役割といたしまして、国有財産の総括をする役割がございます。資料の2ページ目、具体的な手順でございますが、行政財産は各省庁が管理しておりますが、各省庁のほうから庁舎等の使用現況、今後の見込みを書類により把握をいたしまして、その結果、非効率な利用のものがあれば、実際に現場に行って監査を行って、どういう利用状況になるかを確認してございます。

その結果、庁舎の空きスペースの確認がなされた場合には、一つは国官署の移転・集約をやって有効利用を図る。その結果、非効率な使用となっているものについて、用途廃止をいたしまして、それを民間に売り払いまたは貸し付けをやって、財政収入の確保を図るといった取り組みをやってございます。

資料の3ページ目でございますが、特に平成23年度以降ですが、国有財産の監査を充実・強化しております、直近3カ年間の実績でございますが、毎年、大体500～600件程度、国有財産の監査を実施しております、実際、非効率だという指摘を100～150件程度の間やっております。

こうした指摘を行ったもの、解消例を資料の4、5ページにつけてございます。資料の4ページはさいたま市の事例でございますが、さいたま新都心合同庁舎で空きスペースが見つかりましたので、それについて、要は民間ビルに入っている国の官署を集約化して、借り受け費用の縮減を図る。それから下でございますが、非効率な利用となっている庁舎について、こちらに移転をさせまして、そちらを用途廃止して民間に売却するといった取り組みをしているところでございます。

資料の6ページ以降は、そうした庁舎の空きスペースの使用調整をやっているのですが、実際の事例を何件かつけさせていただきます。具体的なイメージは今、御説明いたしましたように、空きスペースにほかの官署を入れまして、跡地の売却だとか借り受け解消を図るものでございまして、資料の7、8ページに具体的な事例をつけておりますので、それは後ほどごらんいただければと思っております。

最後でございますが、資料の10ページをごらんいただけますでしょうか。最近の取り組みということで、1点御報告をさせていただきます。国の庁舎だけではなくて、その地域における地方公共団体の施設もあわせて有効活用を図ろうということで、国有財産の総括機関であります財務省のほうで、地方公共団体の意向等も確認をしながら、相互に連携をしまして、地域の庁舎等のニーズを調整することに取り組んでございます。

このことによってこういった効果があるかでございますが、一つは国、地方のいわゆる古い庁舎について集約が図られて、一緒にすることによって管理費用の縮減が図られるとか、それから、例えば税務関係ですが、税務署と地方公共団体がやっている地方税の関係の事務所を一体化することによって、要はワンストップサービス化による住民利便性の向上が図られると思っております。

資料の最終ページでございますが、直近の事例ということで、世田谷区の事例をつけさ

せていただいております。こちらは世田谷の税務署、法務局、東京都の都税事務所、世田谷区の図書館と保健福祉センター分室を一棟の建物で合築している事例でございます。こうした事例を今後とも積み重ねると同時に、先ほど申し上げました国有財産の有効活用という観点から、監査等も引き続きしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○宮本部長 ありがとうございます。

引き続きまして、経済産業省からお願いできますか。

○経済産業省（山本計画官） 経済産業省でございます。資料1-7をごらんいただければと思います。

表紙をめくっていただきまして、右下に1ページと書かれているページをごらんいただければと思います。まず、工業用水について簡単に御紹介なのですが、工業用水につきましては工業用水道事業法という法律がございます。この中で工業用水の定義がございまして、製造業でありますとか電気供給業といった工業の用に供する水のことを工業用水と言っております。

次に、オレンジの枠の中に書かれていることとございますけれども、現時点で工業用水道事業者は151ございます。内訳は、地方公共団体が150件、株式会社形態が1件でございます。全体として、241の工業用水道事業が営まれてございます。

先ほどの、工業用水道事業法の中で、地方公共団体が営む場合は届け出制、民間事業者が営む場合は許可制になってございます。

2ページ目をごらんいただければと思います。工業用水道分野におきましてのPFIの取り組みについて御紹介をさせていただいております。下に3つの枠がございますが、まず左上の枠につきましては、工業用水道分野におけるPFI導入に向けまして、協議会の設立でございますとか、セミナーの開催、あるいは導入の手引を作成しているということを御紹介させていただいております。

右側のオレンジ色の枠でございますけれども、現在までに4件の工業用水道の施設について、PFIの導入を行っているところでございます。

3ページ目をごらんいただければと思います。工業用水道事業へのコンセッション方式導入に向けた取り組みについて御紹介をさせていただきます。まず「昨年度の実績」の枠でございます。コンセッション方式を工業用水道事業に導入するに当たりまして、申請手続等が不明確であるといった御指摘をいただいております。

まず、先ほども御紹介しましたように、工業用水道事業法上では、地方公共団体と民間に分けて考えてございまして、運営権の設定内容によりましては、地方公共団体が引き続き工業用水道事業者である場合、あるいは運営権者が工業用水道事業者となるために、許可届を出していただくことが必要であるといったことを明らかにした上で、それぞれの手続について明確化をいたしまして、あわせて関係書類の改正を行ったところでございます。これによって、コンセッション方式が導入しやすくなる環境を整えたところでございます。

下のオレンジ色の枠の「今後の取組」でございますけれども、コンセッション方式の案件形成に向けた導入可能性等調査といったものを行いながら、平成28年度から30年度までの3年間をかけた上で、5件の対象を目指し実施をしてみたいと考えてございます。

以上でございます。

○宮本部会長 ありがとうございます。

次は内閣府からお願いできますか。

○森企画官 内閣府でございます。資料1－8で説明をさせていただきます。

1ページめくっていただきまして「目次」とあるのですが、項目なのですが、今のアクションプランで具体的な推進のための施策ということで、幾つか今後の取り組みを御説明させていただきまして、最後に、前回いろいろな観点から御意見をいただきましたので、その対応方針等について御説明をさせていただきます。

3ページ目ですけれども、まず「1. 実効性のある優先的検討の推進」ということで、3ページ目は現状の御報告なのですが、優先的検討規程の策定状況ということですが、28年度末までということ、人口20万人以上の地方公共団体に求めておりましたけれども、その結果、今、20万人以上の地方公共団体では67.4%が策定済みになっております。まだ100%に達しておりませんので、速やかにこの規程の策定が完了するように、もう担当者が直接訪問したりですとか、説明会を実施するなどして、早く100%完了するようにしたいと考えております。

続きまして、4ページ目でございます。今後の優先的検討の取り組みでございます。28年度末は20万人以上のところに求めていたところでございます。まずはそこを完了することにはあるのですが、さらに今後の展開として、今、公共施設等総合管理計画の策定もほぼ完了というところもありまして、今後、個別施設計画の策定から実行に移っていくような段階です。その段階でPPP/PFIの検討を行うことは非常に重要であると我々も考えておまして、我々は全ての地方公共団体でこういった規程の策定が進むことを強く期待したいと思っております。

そのために、29年度の取り組み方針ということで、未策定20万人以上については先ほど御説明させていただいたとおりです。あと20万人以上はさらに、規程をつくっただけで終わらず、的確な運用を図るように課題を抽出したり、優良事例の横展開をしたりといったところで考えていきたいと思っております。

今、20万人未満のところにつきましては、29年度から我々がそういった自治体に対して支援を行うとともに、この運用の状況ですとか地域の実情を踏まえて、適用拡大を図ってまいりたいと思っております。ただ図るだけではあれですので、実効性の上がる方策について検討をしてみたいと考えております。

5ページ目が優先的検討規程の運用の課題なのですが、庁内体制が課題ですという回答が多いこともありまして、運用状況を的確にフォローアップして、必要な施策を検討して、優良事例の横展開を行いたいというものでございます。

さらに、前回もいろいろな方々から優良事例の横展開をもっと図るべきだという御意見をいただきまして、今も優先的検討規程の運用の手引の中で、いろいろな事業ですとか地域活性化の効果を示しているのですけれども、さらにこういったものを引き続き情報収集して、内容の拡充を図っていきたいと考えております。

続きまして、6ページ目が先ほど御説明させていただいた運用支援ということで、人口20万人未満の規程の策定と運用の初期段階を支援してまいりたいと考えております。

続きまして、7ページ目が地域プラットフォームの関係でございます。地域プラットフォームにつきましては、2017年度は広域的な地域プラットフォームの形成ですとか運営を重点的に支援していきたいと考えております。

また、前回も専門家の活動内容とか成果が見える化することが必要ではないかという御指摘もいただきましたけれども、そういった面では、昨年度、運用マニュアルを作成しております、そういうものの周知ですとか、ホームページで見える化を図っていくといったことをしていきたいと考えております。

続きまして、8ページ目が民間提案の積極的活用に向けた今後の取り組みでございます。ここで3つ記載をしております、まず1つ目が「民間提案の取組支援」ということで、こちらは29年度、新たな支援を予定しているものでございます。下に書かせていただいておりますけれども、具体の事業を検討していて、PFI法に基づく民間提案を運用改善して活用するような地方公共団体に支援をするということで、今、募集中であります。

この資料の上の箱の3つ目にある「優先的検討における民間提案制度のあり方の検討」ということで、こちらは今、御説明いたしました支援制度も活用しつつ、優先的検討プロセスの中に民間提案をどのように盛り込んでいくかということで、あり方を検討していきたいと考えております。

上の箱の2つ目の「民間提案活用指針の策定」ということで、民間事業者が提案を行うために必要な情報提供とか、提供に対する応答ですとか、評価方法ですとか、結果の公表といったところを明記した活用指針を策定する予定でございます。

続きまして、9、10ページ目がコンセッション事業の関係でございます。9ページ目は進捗状況でございます。各省の方々からもこういった取り組みを行っていくという御説明があったところですが、28年度末ということで、空港6件、水道6件、下水道6件、道路1件と目標がありましたけれども、空港、道路は目標達成ということですが、水道、下水道は未達成というところで、また後からも説明させていただきますけれども、空港、道路につきましては、もう新たな目標は設定しませんけれども、引き続き重点分野として推進していく。あと、水道につきましては2年延長で、下水道につきましては1年延長ということで今、考えているところでございます。

続きまして、10ページ目が前回、横浜市の小林専門委員からもありましたけれども、例えば指定管理からコンセッションへという流れの中で、この資料自体は2月23日の第5回の計画部会で説明させていただきましたけれども、こちらは実用性に留意した制度設計に

してくださいという御意見もありましたので、そういったところにも留意して今後、検討をしてまいりたいと考えております。

続きまして、11ページ目が高度専門家の課題検討支援でして、これまではコンセッションに関して、こういった高度専門家が課題検討支援を行っていらっしゃるところですけれども、ことしから、真ん中の箱の左側なのですけれども、収益型事業ですとか公的不動産利活用事業といったところにも拡充をしております、より推進を図っていきたいと考えております。

最後、12ページ目と13ページ目は、その他さまざまな御意見をいただきましたので、その対応というところがございます。主なものを挙げさせていただきますと、この12ページの真ん中の15番ですけれども、御意見で、類型Ⅲの件数が平均2件程度ということで、それだとゼロでも容認されると受け取れるということで、例えば、これを人口20万人以上の各地方公共団体で2件程度ということで、地方公共団体の取り組みを促していければと考えております。

あとは、例えば13ページの39番ですと、民間提案をちゃんと機能させるためには、情報公開が有効ですという御意見もいただいておりますので、そういったところにつきましては、情報提供の必要性についてアクションプランの中でちゃんと明記していくということを考えているところでございます。

説明は以上です。

○宮本部会長 御説明いただきました各省庁の皆様、どうもありがとうございました。

それでは、アクションプランの見直しについては、最初に御説明がありましたように、この後、時間をとっておりますので、まず、ただいまの御説明に対しての事実関係の確認等につきまして、もしありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

根本さん、お願いします。

○根本部会長代理 根本です。

ここにあるものはわかるのですけれども、ないものがあるのではないかという観点で御質問なのですけれども、まず国交省さんは、道路、橋梁、それから公営住宅はどうされるのですかということです。

それから、上下水道に関しては3省ですけれども、民間から見ると最大のネックだと思うのですが、料金の適正化に関する対応はないのですかということ。

総務省さんには、公共施設等総合管理計画が終わって、これから個別施設計画に入るわけですけれども、総合管理計画のときには指針を公表していただいて、その中にPPP/PFIの導入と書いてあって、それが促進効果を持ったと思うのです。個別施設計画に移ったらそれはなくなるわけではないということの最後の指針の発表がぜひ必要かと思っておりますが、それはどうなっていますかということです。

これは財務省、総務省両方なのですけれども、財務省のほうに、合同庁舎の例はあるのですけれども、それ以外の行政財産の話、それから総務省のほうには、地方の行政財産が、

非常に低・未利用のものが多くはないかという話なので、そこをどのように高度利用していくのかに関する方針はないのですか。

以上です。

○宮本部会長 一度にたくさん出てしまいましたけれども、まずは今の御質問に対しまして手短に、国土交通省から順番にお願いできますでしょうか。

○国土交通省（小笠原課長） 御指摘ありがとうございます。

まず、道路、橋梁の関係でございますけれども、こちらは参考資料1の2ページ目の11番で御指摘いただいております。こちらにつきましては、その維持管理につきましては民間のノウハウとか自主性を生かして、コスト縮減とか事務の効率化などに向けまして、現在、複数年契約と性能規定化をあわせた維持工事の試行を実施中でございます。

ただ、今後すぐに新たなものとして取り上げられるかどうかについては、現在やっております取り組みの効果や改善すべき点といったところを検証した上で、今後、検討していきたいと考えております。

公営住宅のほうでございますけれども、こちらは4ページ目の27番でございます。優先検討の関係につきまして、昨年のアクションプランの中で、補助金のときの要件化の話を入れてございましたけれども、こちらは規程を入れましたので、これを使って、補助金を採択するときに要件化されていますので、PPP/PFIの導入についてしっかり検討していくことを今年度から始めていくこととしてございます。

○宮本部会長 よろしいですか。

○根本部会長代理 とりあえず答えていただいて。

○宮本部会長 次は、厚生労働省からお願いします。

○厚生労働省（日置室長） 厚生労働省でございます。

コンセッション事業者の料金の設定の変更ということで御意見賜りました。今、我々が考えている制度の中では、コンセッションを出す市町村、水道事業体のほうが条例で料金を設定いたしまして、その範囲の中でコンセッション事業者が料金を変えられるという枠組みを検討しておりますので、ある程度、コンセッション事業者の裁量を担保した形での制度をつくっているということでございます。

以上でございます。

○宮本部会長 それでは、総務省ですね。

○総務省（飯塚室長） 総務省でございます。

上下水道料金の関係でございますけれども、先ほど厚労省、国交省からもお示しがありましたが、総務省といたしましては、コンセッションの料金ということではございませんけれども、いわゆる一般的な水道、下水道料金に関しましては、先ほど御紹介申し上げた経営戦略の作業の中でしっかりと算定するようにと通知もしているところでございます。

また、公共施設等総合管理計画、個別施設計画の関係でございます。参考資料1の2ページの14番に記載させていただいておりますが、総合管理計画において、まさに先生に御

指摘頂戴いたしましたように、積極的な活用の検討を通知させていただいているというスタンスでございます。

個別施設計画については、各インフラの所管省庁から、必要な技術的助言等を行うこととされているということでございます。

3点目でございますが、地方の行政財産の関係でございます。同じページの9番の総務省の部分に書いてございますように、総務省といたしましては、直接それぞれの行政財産を所管しているわけではございませんので、その利用状況等を把握しておらず、また、把握する立場にもないというところでございます。

以上でございます。

○宮本部会長 財務省、お願いします。

○財務省（丸山室長） 財務省でございます。

今回、事例ということで、合同庁舎の事例をつけさせていただいたのですが、例えば法務局の統廃合とかでなくなって、まだ建物が新しいようなケースがございますので、そうしたものについては単独の庁舎でありましても、先ほど申し上げたような空きスペースの有効活用ということで、周辺にあります非効率な官署を集約化させるといったような取り組みをやっております。それは合同庁舎に限らず、合同、単独ということで、全て国有財産という観点であれば、有効活用に向けて取り組ませていただいております。

○宮本部会長 ありがとうございます。

以上で、一応、お答えいただいたと。またコメントがあるかと思いますが、それこそアクションプランのほうで御発言いただければと思います。

そのほかに、先ほどの御説明に対しまして、御質問等ございませんでしょうか。

赤羽先生、お願いします。

○赤羽専門委員 一つは、前回のときに私もコメントを出したのですが、これは内閣府になるのか、補助金要件化のところ、各種制度があるけれども、それについてPFI要件化が必要だという指摘をざくっとしたのですが、そこはこの中に入っていないような気がしますので、ちょっと確認したいのですということが一点。

それから、厚労省については、この紙の3ページの33番の対応で、補助対象事業におけるバンドリング化や広域化の検討の要件化が必要と書いてあって、耐震化をする場合には広域化を検討することを要件としておりということなのですが、これは浄水場、配水池という要は施設系といいますか、そういう構造物のところなのです。結構、官も大変なので、官についての何らかの検討はしていないのかということをお聞かせくださいということです。

それから、総務省は、同じようなというか先ほど根本先生からも出たのですが、公共施設等総合管理計画についてPPPの指針を検討するよということなのですが、それに対して、何らか検討するしないについての効果といいますか、私のほうでは、今回はこれができるかどうかということなのですが、交付税交付金のところに配慮をしてくれと

いうことを入れたのですけれども、そういう何らかの効果が伴っているのかということ。

同様のことが、全部見られていないのですけれども「公営企業の経営のあり方に関する研究会 報告書のポイント」です。1 ページ目の下のところ、水道、下水道事業における民間活用の留意点で、PFIを積極的に検討すべきとかいろいろ書いてあるようなのですが、これをすると何かいいことがあるのですかというか、もちろん政策的課題なのですけれども、法律もしくは財政的に公営企業法とか、もう少し進むと、地方財政健全化法とかでの何らかの効果はあるのか。もしくは、効果づけをすることによって、より促進しようとしているのか。

これは、報告書を全部読めていないので、ざっと見たところそこまでは踏み込んでいなかった気はするのですが、その財政的な裏づけといたしますか、一般会計からの組み入れ率の変化とかでもいいのですけれども、そのあたりがあるのかということですか。

以上です。

○宮本部長 まずは、内閣府ですね。

○森企画官 先ほどの補助金の要件化は、参考資料1の4 ページ目の27番が一応、赤羽先生の御意見ということですか。

これは、個別の事業を持っている国土交通省と厚生労働省と文科省に、こういった回答をいただいているところでございます。

○赤羽専門委員 私がカバーしているのは、この3省だけでしたか。

○森企画官 こういった個別の事業を持っているというところで、一応、この3省に個別の事業の状況をお聞きしているところでございます。

○宮本部長 とりあえずは、

次は、厚生労働省、お願いします。

○厚生労働省（日置室長） 御指摘の配水池、浄水場は、基幹水道構造物といった形で、管路については対象となっていないところでございますけれども、補助対象として要件とする中では、まずは配水池、浄水場といった基幹水道構造物のほうが緊急度が高いといったことで、まずはここからやりたいということで対応しているということでございます。

○宮本部長 とりあえずはそういうお答えをいただいております。

次は、総務省、お願いします。

○総務省（飯塚室長） 財政的な観点だと思いますけれども、一応、PPP/PFIの関係でいうと、地方財政的にはイコールフットィングを確保するというところで、PPP/PFIを選択することによって、逆に何か損をすることがないような形には確保しているところでございます。

そのプラスアルファというか、ではPPP/PFIを促進するときはどうするのだというところかと思えますけれども、それはまさに各省庁さんのいろいろな施策の中で、その推進の施策があるわけございまして、そういうものも踏まえながら、私どもとしても、先ほどまさに報告書のポイントの中でも書いてございますように、PPP/PFIの積極的な活用も各自治体に促しながら、各自治体の取り組みを促していくという形でございます。

○宮本部会長 ありがとうございます。

今のお答えと先ほどの御説明、それから参考資料1での文書でのお答えを踏まえて、基本的にはアクションプランの2017年版をつくっていくという形でございます。それについての素案を事務局で御用意いただいておりますので、その素案を御説明いただいた後に、もう一回もとに戻りながら議論をさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、2017年版のPPP/PFI推進アクションプランの素案を事務局に作成していただいておりますので、まず御説明をお願いしたいと思います。

○森企画官 それでは、資料2に基づきまして、御説明させていただきます。

表紙をめくっていただきまして、最初に目次がありまして、その後3ページ目から、いわゆる新旧の形で左側が現行で右側が素案となっておりますが、まだちゃんと文章にはされておられませんけれども、方向性ですとか書き足す事項といったことを記載させていただいています。

まず、3ページ目が「1. 趣旨」でございます。こちらにつきましては昨年度、抜本的に改定しておりますので、「2017年改定版」では、その取り組み施策のフォローアップを踏まえて、また26～28年度を集中強化期間とする分野の進捗状況を踏まえて、改定版としてまとめた旨を記載したいと考えております。

続きまして、5ページ目ですけれども「2. PPP/PFI推進に当たっての考え方」、「(1) 基本的な考え方」ということで書いているところです。いろいろな先生方からも御意見をいただいたところなのですが、ちゃんと課題を適切に把握して、解決を図っていくことが重要だということもこの中に追記をしていきたいと考えております。

続きまして、7ページ目でございます。「(2) 事業類型ごとの進め方」というところで、混合型、一部の費用のみしか回収できない場合であっても、そういったものも推進することが必要と記載しているのですけれども、そういったところで、もうちょっとわかりやすいとかメリットといったところも強調していきたいと考えております。

あとは「3. 推進のための施策」が、10ページ目の一番下からずっと続いていくところでございます。こちらは主に参考資料2で、28年度の状況を踏まえて、各省にも今後こういったことをやっていきますということを記載していただいておりますので、主にそちらをここでまた記載させていただいているものでございます。

まず、最初が「(1) 実効性のある優先的検討の推進」ということで、こちらは方針のところでは先ほども説明させていただいたのですけれども、より優先的検討規程の策定が進むことを期待していますということも【方針】のところに追記をしようと考えております。

11ページ目の一番下からの【具体的な取組】のところは、先ほど説明したとおりになっております。具体的取り組みということで、11ページ目と12ページ目で書いております。

先ほど、補助金要件化ということもありましたけれども、例えば⑤では、一部要件化した事業分野については着実に運用を実施するということですか、都市公園につきましては、29年度ということでは一部要件化しますといったことも書かせていただいているとこ

ろでございます。

続きまして、13ページ目が「(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進」でございます。こちらは【具体的取組】が14ページに書いておりまして、この中で主に継続で、③が運用マニュアルを作成するところだったのですけれども、作成しましたので周知を図っていくところでございます。

15ページ目が「(3) 民間提案の積極的活用」でございます。【方針】のところ、公共側からの適切な情報提供が重要である旨を追記したいと考えております。

続きまして、16ページ目が【具体的取組】でございます。こちら、ほとんど先ほど御説明をさせていただいたとおりでございます。

「(4) 情報提供等の地方公共団体に対する支援」でございます。こちら、具体的な取り組みは継続のものであったりということで、もう完了したのものもあるということです。新たなものとしては、18ページ目になるのですけれども、優良事例の横展開ですとか、⑦は先ほど国土交通省から御説明をいただいた首長とか地方議会とのセミナーの関係、⑧が相談窓口の関係でございます。

続きまして、18ページ目の下ですけれども「(5) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用」でございます。こちらは全て28年度からやっていきますということで、着実に進めているところです。こちらは継続ということでやっていきたいと思っております。

20ページ目が「(6) その他」でございます。その他、道路の関係につきましては継続ということです。②で、いわゆる「Park-PFI」の関係、都市公園法の改正を行って、PPP/PFI手法の拡充を行うということで記載させていただいております。

「4. 集中取組方針」ということで、主にコンセッションですけれども、コンセッションにつきましては、ちゃんと運営が開始されて課題を洗い出して横展開を行っていくことも、どこかに記載をしていきたいと考えております。

あと、ここの四角に「脚注10に、以下の旨を追記」とあるのですけれども、脚注10というのは目標の件数の考え方を書いております。今、目標の件数は、一番下の脚注を見ていただきますと、集中強化期間に実施契約を締結する予定の案件と、公表段階となる予定の案件のほか、事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の案件ということでございます。こちらは前回も考え方等で御議論がございましたけれども、非常にわかりにくいところもありますので、この四角に書かせていただきましたが、②の公表段階となる予定には、実施方針に関する条例案の提出または公表を含むものとする。③の具体的な検討を行っているというのは、マーケットサウンディングの着手ですとか、デューデリジェンスの着手を意味するものとするということで、ここを明確化していきたいと考えております。

続きまして「(2) 重点分野と目標」でございます。こちらは別の未来投資会議等でも議論されているところなのですけれども、まず「①空港」につきましては、目標28年度末までということで達成をしましたというところですので、新たな数値目標は設定しませんけれども、引き続きこの重点分野ではやりますということで、「次に掲げる措置等により」

ということで、ここは先ほど国土交通省から御説明あった項目を記載させていただいているところでございます。それが21ページ目から22ページ目にかけてでございます。

22ページ目の下が「②水道」でございます。水道は6件ですけれども、達成をしていないということで、30年度末まで延ばしますというところでございます。今、鋭意取り組んでいただいていることは継続して取り組んでいただいて、新たに24ページ目のほうで書かせていただいておりますけれども、これは先ほど厚生労働省から御説明のあったとおりで、こういった新たな取り組みも行っていくということで記載をしております。

続きまして、24ページ目の下が「③下水道」でございます。下水道につきましても目標を達成していないということで、29年度末まで延ばしますということで、新たな取り組みということで、こちらは国土交通省から、こういった取り組みをしますということであったものですが、見える化を推進するために事業計画の公表を原則化するといったことと、26ページ目になりますけれども、先ほど御説明がありました、官民リスク分担に関するガイドラインの策定等の新たな措置を講ずるということで、記載をさせていただいております。

続きまして「④道路」でございます。道路につきましても、目標を達成したというところですが、ただ、引き続き重点分野には指定をしますというところで、継続してまたやっていきますというところがございます。

27ページ目が「⑤文教施設」でございます。こちらは30年度までの集中強化期間ということです。変えた点は1点、ここに有識者検討会で最終報告があったということでございますので、引き続き、地方公共団体に対する支援を実施するという、あと実務的な手引ということで、先ほど御説明が文部科学省からあったとおりでございます。

「⑥公営住宅」については、引き続き継続してやっていきたいというところがございます。

あと、29ページ目の上に、今こういう書き方をしており、案の段階ではまた考えたいと思いますけれども、「⑦新規分野」ということで、クルーズ船旅客ターミナル施設、MICE施設について、平成29年度から平成31年度までの集中強化期間中に、それぞれ3件と6件のコンセッション事業の具体化を目標とするということで書かせていただいております。

「⑧その他」ということで、先ほど経済産業省からありましたけれども、工業用水の事業でございます。あと、先ほど我々のほうから説明させていただいた二重適用の法案の関係もここに記載させていただいております。

「5. 事業規模目標」につきましては、めくっていただきまして32ページ目の類型Ⅲのところは先ほど御説明をさせていただいたとおりでございます。

説明は以上でございます。

○宮本部長 ありがとうございます。

本年度版の推進アクションプランの案でございますが、先ほどの御説明も含めながら、御議論いただければと思います。いかがでしょうか。

基本は、昨年度かなり改定しておりますので、それを受けてということで、1年たって

のPDCAを見ながら、その範囲内で改定しようということでございます。

アクションプランはこれですけれども、これに対して何か附属的に、それこそ事業規模がどれぐらいだというような、ここでいったら参考資料2みたいなものは別途公表される形をとられるわけですね。

○森企画官 次回までに作成したいと思います。

このPDCAの結果ということで、これまでもお示しさせていただいた事業規模のものですか、こちらの参考資料2は全部つけるかどうかはともかく、また考えて、こちらのものを基本的につけてPDCAをやりましたということで、そちらもあわせて示したいと考えております。

○宮本部会長 そういう成果も見ながらの改定だということ、資料をつけて出していくということでございます。

御意見いかがでしょうか。

江口先生、お願いします。

○江口専門委員 ありがとうございます。

まず、プランの案の3ページの趣旨のところ、前、10年で12兆という数字があったかと思うのですが、素案のほうでは、ここにまた具体的な数字が入るのでしょうか。12ではなくて21とか、そういう目標となる数字があるということを確認したいのです。

○宮本部会長 いかがでしょうか。

○森企画官 これは12兆円から21兆円にしましたというときの当初のアクションプランだったので、このような形になっております。2017改定版でこう書くと、非常にわかりづらくなってしまふところもございますので、そこはちゃんとわかるように記載をしたいと思っております。

○宮本部会長 今、その目標期ですので、21兆円は変わらないわけですね。

○森企画官 21兆円は変わらないです。

○江口専門委員 アクションプラン自体にも21という数字は入ってくるという理解でいいのでしょうか。

○森企画官 アクションプラン上は、31ページに「(2)目標」ということで、21兆円の事業規模の達成を目指すと記載しています。趣旨のところは、これまでは10~12兆でしたということを書いております。

○江口専門委員 そうでしたら、ぜひ1ページ目に21を書きいただければと思います。このままだと、12と21の関係がよくわからないことになってしまうので、ずっと読んでいて、後のほうになって21が出てくるのではなくて、最初のほうから21ということを出していただきたいという趣旨です。

○宮本部会長 ありがとうございます。

ここでは、12はもうなくなってもいいのかもわかりませんね。昨年度、21になったよということから始まって、PDCAをかけて今回、改定しますよという趣旨を入れていただくと

いう形かと思えます。

○森企画官 そこは工夫したいと思えます。

○宮本部会長 ありがとうございます。

○江口専門委員 もう一点、私は昔からピアプレッシャーということで、各自治体の数字を出したらいかがかと申し上げていたのですが、今回は、個別の市町村までは出さないで、都道府県レベルでとりあえず出すということでしょうか。

○森企画官 説明を省いてしまいましたけれども、都道府県レベルで今、実施のものを地図で見える化をしたいと考えております。

○江口専門委員 やはり市町村レベルで出すことは、ちょっときつ過ぎるという御理解ですか。

○森企画官 例えば類型Ⅱですとか類型Ⅲですとか、各年で今、20件程度なのですからけれども、市町村20件ですので、まずは都道府県単位でということと考えております。

○江口専門委員 ありがとうございます。

○宮本部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

お願いします。

○根本部会長代理 先ほど御質問させていただいたことを踏まえてなのですからけれども、何点かあります。まず公的不動産に関しては、結局、何省が所管しているということではなくて、地方の行政財産に関しては縦割りの世界に落ちるので、地方にお任せみたいなスタンスにどうしてもなってしまうのかなということですが。

数値目標を課すだけではなかなか進まないとしたときに、これは内閣府の仕事にしたほうがいいかなと思うのですけれども、何らか実効性ある措置を検討することが必要かなと思っていて、国交省のほうで相談窓口をつくられることは大変いいことだと思うのですが、内閣府にも相談窓口があって、公的不動産はどこに相談すればよいか、国民側から今、わからないのですね。とりあえず所管しているところに行ったら、行政財産を所管しているところは行政財産は行政財産なので守ろうとするのでなかなか進まない状態なので、もう少し客観的な目というか、促進するというスタンスで内閣府のほうの相談窓口が機能してくれると、すごくいいなと思えます。これが一つです。

道路、橋梁に関しては、コンセッションの話についてはもう達成しましたのですけれども、コンセッションで培ったノウハウを一般道路、橋梁に応用していくところが大事、そういう視点がないといけないだろうと思っている。愛知の道路公社でもメンテナンスの車両をずっと走らせて、それでビッグデータをとって反映していくみたいなことを事業者さんがやっていますけれども、PFIではなくてPPPになります、ああいう形でメンテナンスの保全に民間の知恵というものが非常に重要であることを書いていくことが次に向かうというか、より拡大していくことにつながるかなと思えます。

水道に関しては、ちょっと料金の話があって、私の質問がうまくなかったのだろうと思

いますけれども、もともと一般会計からの繰り出しもある程度前提にして料金設定されていることを前提にして条例が決まっています、その条例の枠内で自由度があったとしても、余り効果はないのですね。なので、そもそも今の料金が非常に安いのです。本来、住民負担が必要なものを無理やり抑えているので、当然これをコンセッションにしたら上がるかもしれないけれども、それは民間の責任ではなくて、そもそも負担の適性化が大事なのですよということをしっかり出していかないといけない。

それを、実は下水道のほうを見ていたら「中長期的な下水道料金の見込みが記載された事業計画の策定を推進するとともに、下水道事業の財務や経営の『見える化』を推進するために事業計画の公表を原則化する」と書いてあるので、これと同じことが水道ではなぜできないのか。というのは、平成28年度の事業は水道、下水道で同じことが書いてあるのです。それを踏まえて、下水道はちょっと踏み込んだ形になるのですけれども、水道は踏み込んでいないということなので、これはおかしいなど。全く表現をそろえる必要はないにしても、そこは28年度までのさまざまな行為を前提にして踏み出すべきではないかと思えます。

最後です。総務省の公共施設等総合管理計画に関するものです。これはアクションプランに書く必要性はないかもしれませんが、1回出して終わりではなくて、継続的に進めていく。個別施設計画というのは、あくまでも総合管理計画の個別施設計画ですから、個別になった途端に関係ないというのはやはりおかしくて、総合管理計画の中にも個別のことをいっぱい書いているわけなので、そもそも個別最適は全体最適ではないという反省のもとに総合管理計画をつくった以上は、それが実行されるまでしっかりと総務省のほうで見ていくべきだろうと思えます。

したがって、ここに書いていただくことが一番いいですけれども、そうでないとしても、内容は同じでもいいですから指針のような形で、再度発出することを御検討いただきたいと思えます。

以上です。

○宮本部長 ありがとうございます。

今の御意見ですが、いかがいたしましょうか。これはやはり内閣府からお答えいただくことですね。

○森企画官 まず、公的不動産の関係で実効ある措置が必要ということで、我々も窓口がありますので、さらにうまくどういうことができるかは、また考えていきたいと思えますし、このアクションプランにも反映できるところはしていきたいと思っております。

○宮本部長 御意見を踏まえて、次のバージョンをつくっていただけることかと思えます。

国交省も内閣府も、もともと窓口はありますね。それをもうちょっとわかるようにするという御趣旨ですね。それは大変いいことだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今、根本先生の関連で感じたところといたしますか考えているところとすれば、道路、橋梁の話は、やはり言葉としても入れていただいたほうがいいのかなと。昨年、改定するときに、インフラの維持管理みたいな形が目立ったので、維持管理をとって全部のインフラという書き方にさせていただいたのだと思いますが、かえって目立たなくなってしまったかなというところはあるのです。だから、インフラの新設を初め、維持管理、更新、修繕等に関しても、より積極的に御検討いただくようなことを、推進アクションプランとしては入れていただくべきではないかと思っておりますので、そこも御検討いただければと思います。

あと、料金の話はいろいろありましたけれども、道路の料金も含めて、現行制度がほとんどが前の制度とすれば、当然、利潤を考えていない枠組みだということになれば、そこから辺も導入に対していろいろな障壁になっている。この前も私は申し上げましたけれども、何が導入の障壁になっているのかということ、各省庁さんといえますか御担当も含めて、もう少し洗い出して検討していくよみたいなことも、これから努力目標なのだけれども書き込んでいただくことも方向性としてあるのではないかと思うのです。余り具体的に書いた場合は問題があるのかもわかりませんが、基本的な方向性として、そういうことは明示させていただいたほうがいいかなとは思っています。

あともう少しございますが、後ほどとさせていただきます。

廻先生、お願いします。

○廻専門委員 質問なのですけれども、29ページの新規分野ということで、クルーズ船旅客ターミナル施設、MICE施設についてとあるのですが、このMICE施設6件の中にIRが入るのでしょうか。

○宮本部長 これは国土交通省でしょうか。

○国土交通省（小笠原課長） MICE施設、つまり国際的に会議ができる施設ということですから、その中にIRが含まれている可能性はあります。ただ、推進するというのは、会議場をコンセッションでやるというところでございます。

○宮本部長 IRも排除はしていないけれども、書いている趣旨はコンベンションの話だということですね。

○廻専門委員 今、非常にIRに熱心だと聞いているので。

ありがとうございます。

○宮本部長 それ以外に、いかがでしょうか。

赤羽さん、お願いします。

○赤羽専門委員 先ほどから道路のことも出ていましたけれども、これは毎年見直しているというPDCAサイクルなので、重点とか従来やっていた項目について、空港とかはある程度見えてきているので、数値目標も達成しているからいいのですけれども、例えば20ページの首都高速の地上利用のところとかは継続なのですが、1年間たってPDCAをやっているのに継続して何ですかと。進んでいるかどうかが見えないのは、今までの説明も余りなか

ったような気はしますし、どうなのかなと思います。

26ページですけれども、重点分野の中で、道路コンセッションのところですが、目標は達成したけれども、重点分野に引き続き指定する。いいのですけれども、これも継続と書いてあるのですけれども、愛知道路で引き続き必要な協力を実施すると。もう契約を結んだけれども、中身は何ですかという話を聞かれると、何をしますかということだと思いますし、横展開を図るといことも去年もあったので、ことしは何が効果があるのかというところを書かないと、PDCAになっていないと指摘されるおそれがあると思います。

先ほど総務省さんのほうで「公営企業の経営のあり方の研究会 報告書のポイント」は全部読めていないのですが、最近発表されたもので、これは直接はアクションプランの中には入っていないですね。実は道路も水道も下水道も、こちらの研究会報告書の中には交通機関も入っていたと思いますけれども、公営企業がコンセッションになる可能性は非常に高いという対象が重なっているの、これをせつかくまとめていただいたので、何も書いていないのであればせつかくですから入れていただいて、それも先ほど財政的な裏づけのところまでは、逆に言うとイコールフットィングまでで、やるといいことまでは踏み込んでいないというお答えだったと思いますけれども、こちらPDCAのサイクルの中に入れていただいて、改革の4つの方向性があるのだけれども、そこで進んでいるか進んでいないかをリンクさせていただければ、より効果的ではないかと思います。

○宮本部会長 いかがでしょうか。

○森企画官 確かに、ただ継続となっているところも多々ありますので、そこはいま一度見直すことが、おっしゃるとおり必要かなと思いますので、そこはやっていきたいと思います。

○宮本部会長 関連する省庁のほうでも、そこを御検討いただきまして、バージョンアップということを進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。

石田さん、お願いします。

○石田（直）専門委員 石田です。

今、公営企業の経営のあり方に関する研究会のお話があって、確かにこちらは私も参加をさせていただいていたのですけれども、おっしゃるとおり公営企業とコンセッションは非常に関係が深いところだと思います。

例えばアクションプランの中であれば、29ページのところで、若干、文教施設とか、当然公営企業としてやっていないセクターもありはするのですけれども、⑦は全体として総括してデューデリジェンスのコンセッション事業の準備事業に関する負担に関する支援を実施するということがあるので、例えばこういうところで、公営企業におけるコンセッションの適用のあり方について検討する、推進するといったような目標が設定されてもいいのかなということをおもいましたので、御検討いただければと思います。

先ほど、料金の話がいろいろな方からあって、コンセッション事業は特に上水道、下水道でコンセッションをやっていくときの大きな課題の一つとして多分料金の問題があって、それと法制度とか、イコールフットィングとか、むしろディスインセンティブになるようなところがいろいろあって、これを解消していかないと、そもそもコンセッションを推進しても自治体になかなかメリットが出ないのではないかというような話がある。それは、私の理解では主にこの場というよりも未来投資会議を中心として議論をされていって、それがようやく一つずつクリアされる見通しが立ってきて、だからこそ目標を水道、下水道については延長するというようなことなのかなと思っているのです。

これだけを見ると、推進する施策も基本的には今の延長上のことが書いてあって、これを一、二年の延ばしたときに本当にふえていくのかという感覚が、なかなかこれだけだと持ちにくいかなと思うのですけれども、その辺の書きぶりを工夫する余地がないのかということは御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○宮本部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○森企画官 そこは、また検討させていただければ。

例えば、水道ですと水道法の改正とか、あとは我々PFIの関係ですと、平成30年にPFI法の改正でいわゆる繰り上げ償還の措置も講じて、平成30年にそれが成立しますので、そういったことで今30年に設定していますとか、そういった課題がクリアになって目標を達成するというところで、記載を工夫させていただければと思います。

○宮本部会長 ありがとうございます。

運営権、コンセッションの公営企業の話のところも、最初おっしゃりましたけれども、混合型のコンセッションの話をもう少し書いていただけないということもありますので、そこでも触れていただいて、コンセッションにおけるメリット、場合によっては入札のやり方だとかも含めてもう少し書いていただいて、公営企業の収益があるのだったら適用可能性がりますよというメッセージを、頭だとか当該のところにつけていただければありがたいと思います。

どうぞ。

○木下審議官 今の話で補足させてください。

PFIの調査につきましては、この場だけではなく、今、お話がありましたように、経済財政諮問会議や未来投資会議などでも議論が進められておまして、そちらのほうは6月の骨太とか成長戦略とかに向けて議論が収められていきます。私どもの調査会との関係も、例えば資料1-1の3ページの下の方に※で、云々の会議と連携を図るといったようなことも書いてございますので、本日の御意見をもちろん踏まえながら報告書を直していきますとともに、そちらの議論の中で取り込めるものは取り込んでいって、より充実したものにしていきたいと考えてございますので、またそれは次回にでもお話し差し上げたいと思います。

以上でございます。

○宮本部長 ありがとうございます。

総務省、お願いします。

○総務省（飯塚室長） 幾つか御指摘いただいております点について、現状のファクトとしての状況だけを御報告させていただければという趣旨で2点ございます。

一つは、先ほどの公営企業の研究会の件でございます。公営企業の研究会は、ポイントにも書いてございますように、いろいろな形態を含めて経営戦略とあわせて民間譲渡、事業廃止というものも含めた形での、公営企業のあり方そのものについての研究会というものでございますので、その中で、実際、上下水道については、既にこちらのアクションプランの中でも目標設定はされているという現状かと思えます。

他方、公営企業の研究会の中でも、交通等についてはまさに民間譲渡だとか廃止だとか、そういう議論が主だったということでございます。

PPP/PFIに関する地方財政措置等の関係でございますけれども、地方交付税は補助金的に用いられるものではないというところがございます。ただし、各省庁さんが、例えば現在の厚労省の水道耐震化のような事業を拡充したような場合には、地方の財政負担を緩和する措置は考えられるということかと思えます。

御指摘の関係の現状の御説明ということで、御理解賜ればと思います。

○宮本部長 どうもありがとうございます。

今の御説明を踏まえて、適切な掲出という形をお願いしたいと思えます。

財間さん、お願いします。

○財間専門委員 5ページ目の基本的な考え方の、「地方公共団体、民間事業者から寄せられた課題等を適切に把握し解決を図ることが重要」という表記のところなのですけれども、具体的に寄せられた課題とかを何個かは書いていただきたいと思っております。PDCAを図りますと最後のほうにも書いてあるように、今回、これを見直すためにこういう具体的な課題を念頭に置いて議論があつて、こういうアクションプランの改定になっているのですよということが伝わるように書かれたほうがいいかなという気がします。

多分、実際に現場の職員の方々は、国交省の資料にあったように議会と住民との関係が非常にネックだと思っていらっしゃるような、こういう大きな方針はわかるし、やらなくてはいけないということもわかるのだけれども、いきなり壁があるのだよねという気持ちは恐らくどこかに持っていらっしゃるような気がするので、こういう課題を踏まえた上で議論しているのだということが伝わるような書き方がありがたいと思えます。

○宮本部長 ありがとうございます。

アクションプランとしての分量の話もあると思えますので、先ほどの成果の指標みたいなものは別冊になるという形だと思いますので、その一連のものとしてまたお考えいただければと思います。

よろしいですか。

○森企画官 はい。

○宮本部長 ありがとうございます。

清水さん、お願いします。

○清水専門委員 清水です。2点ほどコメントさせていただければと思います。

この資料の18ページ目の右側の⑥で、優良事例の収集と横展開について、官民連携、PPPで行ったことによる定性的な効果とか、あるいは地域に与えた、まちづくりに与えたよい効果をできるだけわかりやすく展開してほしいというお話を差し上げたので、こういう形で書いていただけて良かったと思います。

特に20万都市以上の自治体については優先検討規程がほぼでき上がって、29年度が初年度ということになるので、このタイミングでどのように各自治体がアクションをとられるかは極めて重要だと思っています。単に形式的に数を出せばいいという形で行われると、せつかくの取り組みに余り効果がないということになりかねないと思いますので、ぜひ主体的に取り組みたいと思えるような優良事例を取りあげて頂きたいと思っています。

その際、様々な課題を抱える自治体が過去の事例においてはこういう形で課題を乗り越えたとか、こういう工夫を凝らして前に進めたとか、そういう内容を、多くの事例を大量に載せるよりは、それ程多くなくても良いので、本当に知りたいところに対する解決策を与えるような詳細な事例を紹介していただけたらいいのかなと思います。

わかりやすくという意味では、以前、例えば地方創生の優良事例ということであると、内閣官房のホームページに動画の形でいろいろな事例をすごくわかりやすく紹介されました。PPP/PFIに初めて接する人に馴染みやすいようそういう動画的な工夫を凝らして紹介するのも一案と思っています。今のタイミングの施策として、横展開の図り方が極めて大事だと思いますので、ぜひそこはいろいろな工夫をしていただきたいと思っています。

もう一点は、水道分野は非常に大事だと思っています。厚労省のほうで今、水道法の改正を検討されているということですが、法改正があった後、多分、細部のいろいろな設計の部分も出てくると思いますので、そのときに、仕組みづくりのところで民間サイドのいろいろな意見をまずはよく聞きとっていただいて、その上で前に進めるようにしていただければと思っています。

以上です。

○宮本部長 ありがとうございます。

まずは、アクションプランでこれを掲げて、今年度、内閣府のほうで優良事業についての紹介をつくっていただく。その方針としては今、清水さんからの御助言を参考にしながらいくという形なのですね。

過去にも幾つかグッドプラクティスみたいなものだとか、事例紹介も載ってはいるのですけれども、伝わり方がまた違うのかもわかりませんね。

そのほか、いかがでございましょうか。

きょう、アクションプランの改定案という形で出てきたばかりですし、まだ文章も余り

できていない状況ではございますけれども、きょうのこの範囲内で御意見をいただければ大変ありがたいのですけれども。

石田さん、お願いします。

○石田（直）専門委員 2つほどまた気づいたところがあります。

一つが、PDCAというところもあるのですけれども、前段のところでは広域化、バンドリングということが基本的な考え方のところ言及されていて、それについては、恐らく地域プラットフォームというものが大きな推進策の一つとして位置づけられているのかなと思うのですけれども、実際に広域化、バンドリングがPPP/PFIの文脈の中で進んでいるかという観点から、もう少し推進策を追加する余地があるのではないかという気がちょっといたしまして、可能な範囲で検討していただきたいと思いました。

個別事業においては、都道府県が水道事業に広域化の検討体をつくったりということがあると思うのですけれども、PPP/PFIの文脈で民間提案のところをもっと活用していけないかとか、先ほど国交省の窓口の話は、先ほどどなたかがおっしゃられたとおり、内閣府でも窓口を持っていらっしゃるのでもっと広域化みたいなものに資するような、窓口がわからないような提案をもっと促進するとか、そのようなことができないのかなと思ったので、ぜひ御検討いただけないかというところが一つ。

それと、これはまだこの時点だからだと思うのですけれども、よくよくこの施策を見てみると、28年度末までと書いてあるところが、そのまま継続と書いてあるところが細かく見ていくと結構ありそうだなと思いました。これはPDCAの観点から、単純な継続ではないほうがいいのではないかと思います、こちらも精査をいただければと思います。

以上です。

○宮本部長 28年度までと書いて、まだ暫定版だから残っているということですね。

○森企画官 そうですね。

28年度までとしつつ、ちゃんとやったけれども、まだ引き続き必要ではないかというものも恐らくあるでしょうし、そこはまた精査をしていきたいと思います。

○宮本部長 あと、バンドリングの話は、事業部会の成果をどこかに入れるという話ではないのでしょうか。

○森企画官 まだ書き切れていないところも確かにあるかもしれませんが、そこはまた事業部会の成果等も入れて、今後の取り組みも入れていきたいと思います。

○宮本部長 事業部会のほうでバンドリング等は検討されていますので、その成果も入ってくるという形です。

厚生労働省、お願いします。

○厚生労働省（日置室長） 厚生労働省です。

先ほど御指摘がございました、現在、水道法を改正しております、さまざまな方の意見を聞きながら使える制度として形づくっていきたいと考えているところでございます。

1点、根本部長代理から料金のことについて御指摘いただいた中で、現在、水道法の

改正の中で、私ども水道事業者は、長期的な観点からも施設の整備に努めなければならない。また、施設の更新に関する費用を含む、その事業に係る収支の見通しを作成し、公表するということを努力義務として課しておりますので、そういったことを住民の方々、事業者の方々に示しながら料金等が設定されていくということでございます。そういう中でコンセッションというものが成り立っていくということでございますので、料金の見える化といったものについても、厚生労働省としても今回の法改正で取り組んでいるということでございます。

以上でございます。

○宮本部長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでございますでしょうか。

廻先生、お願いします。

○廻専門委員 細かいことですが、優良事例なのですから、優良事例は何をもって優良事例にするかということがあると思うのです。できるだけ、この事業があったことで、この地域の生活がこのようによくなったとか、こういう新しいビジネスができたとか、このようによくなったという広がりのある事例を出して、もうかったとか収入がマイナスからプラスになったということだけではなく、ある種、地域の起爆剤というか、これがあったからこのように続いていくのだ、ビジネスが新しいビジネスにも広がっていったとか、住民の生活がこのようによくなっていったとか、そのような事例を出していただければというお願いでございます。

○宮本部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございますでしょうか。

浅野さん、お願いします。

○浅野専門委員 アクションプラン案の11ページで、根本先生、宮本先生の繰り返しになりますが、公共施設等総合管理計画のところですが、全体的に数値目標が意識されすぎている印象を受けます。数値目標を達成するためのマニュアル的な流れになっていますけれども、真剣に財政の縮減を検討した場合、件数よりも内容も重視することが大切だと思います。老朽化した公共施設を単純に更新するだけではなくて、優先順位の基準を設けて維持管理に計画的な資金手当てを実施するなど、いろいろな検討過程を踏まえ民間のノウハウを活用して、長期に亘る維持管理費用を確実に削減できる目途が立っているか等々の分析が一番大切なのであって、手の付けやすいところから着手しているということがないようにしなければならぬと思います。インフラの維持管理の分野ではIoTやAIですとか、ドローンなどのいろいろな先進技術の導入が期待できる領域ですからこういった技術を使って管理コストを下げるなど先進的な取り組みも進める必要があると思います。総合管理計画を作って個別計画に落とし込んで単純に実施するだけでなく、結果をフィードバックするしくみを整備することが重要で作って終わりでは意味がない、という主旨を文面に加えて戴きたい。

○宮本部会長 どうもありがとうございます。

特にハイテク関連は、民間のほうでいろいろ工夫してもらえる余地があるのかもわからないというところのメッセージもあるかと思しますので、文案をお考えいただければと思います。

そのほか、いかがでございますか。

それでは、きょう素案が出てきたばかりですので、皆さんもまだ余り中身をお読みいただけなかったのかなと思います。

次回が部会としては最終回になるかと思いますが、きょう、後で読み直してみたらこのようなことを思いついたということがあれば、期限を切って、事務局のほうにメールでお知らせいただければ、お考えいただけると考えてよろしいですね。

○森企画官 そうですね。例えば今、金曜日ですので、来週の水曜日ぐらいまでに御意見をいただければ、非常にありがたく思います。

○宮本部会長 できましたら、来週の水曜日ぐらいまでに、箇条書きといたしますかメモ書きで結構ですので、御意見を事務局のほうにお寄せいただければと思います。

よろしければ、きょうの審議はここまでにさせていただければと思います。

事務局におかれましては、きょうの審議、これからいただくメールでのメモを参考に「PPP/PFI推進アクションプラン（2017改定版）」の案を、次回の部会までに御準備いただければと思います。

最後に、事務局から連絡事項があればお願いしたいと思います。

○森企画課 次回の計画部会は5月12日金曜日の同じ時間、10時から12時ということで開催予定とさせていただきます。

きょうもいろいろな御意見をいただきましたので、それを踏まえて案をつくりまして、また各省にも協議させていただきまして、5月12日ではアクションプランの案を御審議いただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○宮本部会長 どうもありがとうございました。

本日は、これで閉会したいと思います。